

## 年金記録確認函館地方第三者委員会（第138回） 議事要旨

- 1 日 時 平成23年7月12日（火）13時30分から15時10分
- 2 場 所 年金記録確認函館地方第三者委員会（函館地方合同庁舎4階 委員会室）
- 3 出席者  
（委員会）山崎委員長、石田委員、餌取委員、高田委員、外崎委員  
（事務局）梅津室長、小野次長、佐藤主任調査員、ほか4名
- 4 議題
  - (1) 委員長互選及び委員長代理の氏名
  - (2) 申立人口頭意見陳述
  - (3) 申立事案の受付状況
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令に基づき、委員の互選により山崎委員を委員長に選出した。また、委員長により石田委員が委員長代理に指名された。
  - (2) 年金記録確認函館地方第三者委員会事務手続要領に基づき、申立事案（厚生年金事案1件）について、口頭意見陳述を実施した。
  - (3) 函館地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務局から説明があった（7月12日現在588件（うち、国民年金303件、厚生年金285件））。
  - (4) 前回までの委員会で継続審議することとされた5件を含む8件の申立事案（国民年金事案4件、厚生年金事案4件）について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案ごとに、厚生年金事案については、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて、関連資料や周辺事情を吟味し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

国民年金事案については、申立期間の長さ、申立期間前後の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

8件のうち、4件については、記録の訂正の必要はないと判断した。

その他の4件については、次回以降の委員会において審議を継続することとした。
  - (5) 次回の委員会は、7月26日（火）13時30分から開催することを確認した。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認函館地方第三者委員会（第139回） 議事要旨

- 1 日 時 平成23年7月26日（火）13時30分から15時15分
- 2 場 所 年金記録確認函館地方第三者委員会（函館地方合同庁舎4階 委員会室）
- 3 出席者  
（委員会）山崎委員長、石田委員、餌取委員、高田委員、外崎委員  
（事務局）梅津室長、小野次長、佐藤主任調査員、ほか4名
- 4 議題
  - (1) 申立人口頭意見陳述
  - (2) 申立事案の受付状況
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認函館地方第三者委員会事務手続要領に基づき、申立事案（国民年金事案1件）について、口頭意見陳述を実施した。
  - (2) 函館地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務局から説明があった（7月26日現在590件（うち、国民年金303件、厚生年金287件））。
  - (3) 前回までの委員会で継続審議することとされた5件を含む8件の申立事案（国民年金事案4件、厚生年金事案4件）について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案ごとに、厚生年金事案については、保険料控除の有無や加入実態などについて、関連資料や周辺事情を吟味し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

国民年金事案については、申立期間の長さ、申立期間前後の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

8件のうち、1件については、記録の訂正が必要であるとのあっせん案を決定し、3件については、記録の訂正の必要はないと判断した。

その他の4件については、次回以降の委員会において審議を継続することとした。
  - (4) 次回の委員会は、8月9日（火）13時30分から開催することを確認した。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕